

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和7年度 第2回 芦屋市こども・若者未来応援会議
日時	令和8年1月20日(火) 9:30~11:30
場所	芦屋市消防庁舎(3階多目的ホール)
出席者	会長 寺見 陽子 副会長 山下 晃一 委員 赤木 和重、小野 浩誠、末光 加奈子、竹中 恵子 友廣 剛、加藤 純子、入江 祝栄、松枝 泰生 武田 義勇貴、志熊 亜美、ウイルソン 恵、大竹 智義 西端 充志、塩山 利枝、茶嶋 奈美
欠席者	委員 西村 真実、金岡 幸、山崎 元輝、山田 佐知、千田 大仁 スナリ サチン、森脇 由希奈
事務局	こども政策課 課長 三崎 英誉 課長補佐 筒井 大介 政策係長 森本 明日翔 政策係主任 井上 真希 任用職員 加藤 美也子 青少年愛護センター 所長 内藤 純子 主査 木田 友浩 任用職員 山田 耕治 任用職員 高橋 孝子
関係課	ほいく課 課長 平野 雅之 こども家庭室主幹(保育向上担当課長) 篠原 あや こども家庭室主幹(幼保連携担当課長) 長岡 良徳 こども家庭・保健センター長 廣瀬 香 こども家庭室主幹(健康増進・母子保健担当課長) 辻 彩 青少年育成課 課長 富田 泰起 ほいく課 課長補佐 野田 周作 ほいく課 係長 前川 陽之 ほいく課 施設整備係主事 鷺見 保乃香 学校支援課 課長 浅田 陽一
会議の公開	■ 公開 □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者 人中 人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 非公開・一部公開とした場合の理由
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

<開会>

<審議内容>

- (1) こども誰でも通園制度について
- (2) 小規模保育事業等における虐待発生時の対応等について
- (3) その他

<閉会>

2 提出資料

- ・資料 1 こども誰でも通園制度（乳幼児等通園支援事業）について
- ・参考資料 1－1 乳幼児通園支援事業（概要）
- ・参考資料 1－2 こども誰でも通園制度／令和 7 年度の制度の概要（こども家庭庁資料抜粋）
- ・資料 2－1 改正児童福祉法による保育所等の職員による虐待に関する通報義務への対応について
- ・資料 2－2 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について
- ・資料 2－3 虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインフロー図
- ・リーフレット 芦屋市教育委員会適応教室（のびのび学級）

3 審議内容

<開会>

(1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

(2) 会議運営上の説明

事務局木田：はじめに、会議運営上の説明をさせていただきます。

本会議は、芦屋市情報公開条例第 19 条により、公開が原則となっております。

また、議事録を公開し、本会議における発言の内容や委員名も公開することが原則となっております。つきましては、議事録を正確に作成するために、IC レコーダーにて音声を録音させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

続きまして、本日は委員 24 名の内、現在 15 名の方々にご出席いただき、過半数以上の出席がありますので、この会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、ここから会の進行を会長と交代させていただきます。寺見会長、よろしくお願いいたします。

(3) 公開・非公開の決定

寺見会長：では、ただいま過半数が満たされているという説明が事務局よりありました。

本会議を原則どおり公開する、ということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。 **【全員承認】**

寺見会長：ご承認いただきましたので、本会議は原則どおり公開とします。本日、傍聴希望者はおられますか。

事務局木田：傍聴希望者はいらっしゃいません。

(4) 配布資料の確認

寺見会長：いらっしゃらないようですので、このまま会議を始めさせていただきます。

事務局から本日の会議資料の確認をお願いします。

事務局木田：本日の次第、委員名簿、参考資料 1－1、参考資料 1－2、資料 2－1、資料 2－2、資料 2－3 につきましては事前に送付させていただいております。

本日追加資料としまして、資料 1 と「のびのび学級」のリーフレットを皆さまの机の上に置かせていただいております。不足等ございませんでしょうか。

<審議内容1> こども誰でも通園制度について

寺見会長： 次第の内容1「こども誰でも通園制度」について、事務局から説明をお願いします。

事務局前川： 「こども誰でも通園制度」の概要について、まずご説明いたします。資料1をご覧ください。

「こども誰でも通園制度」とは、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、柔軟に利用できる新たな給付制度です。令和8年度から、こども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国の自治体において実施されることを受け、本市でも次のとおり実施する予定です。

令和8年度の実施概要としまして、対象は0歳6か月から3歳未満で保育所等に在籍していないこども。利用可能時間は、こども1人について月10時間まで。料金は1時間あたり300円となっております。

現時点での実施予定施設は(2)に示した一覧表のとおり、公立園が「精道こども園」と「緑保育所」の2園、私立園が7園となります。表にある内容は、事前に各施設に実施したヒアリングの内容となっております。

表の右から3列目に「実施方法」とありますが、大きく分けて一般型と余裕活用型があります。一般型は、既存施設の定員とは別に定員を設定して受入れるもので、余裕活用型は、例えば保育所でしたら、保育所の空定員を活用して乳児等を受入れるものとなります。

今後の流れですが、実施予定施設においては、事前申請書類を提出いただき、3月下旬までに認可及び確認手続きを行い、4月から利用者の認定申請を受け、制度の利用開始を予定しています。

続いて「2 量の見込みの算出方法」をご覧ください。

令和8年度からの制度実施にあたり、市町村こども子育て支援事業計画で量の見込みと確保方策を定める必要がございます。計画で量の見込みを見込んでいない場合の代替措置として、国が示している代用計画を作成いたしましたので、ご説明させていただきます。

算出方法は、(1)・(2)のとおりです。(1)に国が示している算出方法を記載しています。まず、必要受入時間数(ア)と必要定員数(イ)を算出することになっています。

必要受入時間数(ア)は、対象年齢(※1)の未就園児数×月一定時間(※2)となっております。未就園児数は0歳4ヵ月から満3歳未満の児童数(※1)、一定時間(※2)は10時間として計算いたします。

必要定員数(イ)は、(ア)で算出した必要受入時間数を、定員一人月当たりの受入可能時間数である月176時間で割り戻した数を必要定員数とします。

なお、この月176時間の算出につきましては、施設ごとの定員一人につき1日にお預かりできる時間を8時間と設定します。それを1か月の日数を22日として計算するよう国のほうで定められております。

次に、(2)の「具体的な算出式」と記したところをご覧くださいませ

うか。

まず、対象年齢の未就園児数(ア)ですが、就学前児童数(※1)から保育ニーズ(※2)、保育の利用を希望されている方の人数を減じます。(※1)の就学前児童数は、第3期計画の人口推計を使用します。また、0歳児は、0歳6か月から制度の利用対象となるため、0歳児の就学前児童数に2分の1を乗じ算出します。保育ニーズ(※2)は、こちらも第3期計画の(3号認定こども)のニーズ量の見込みを使用しています。その対象年齢の未就園児数を「誰でも通園制度」の利用希望者とみなし、国が示す月一定時間である1人10時間を乗じることで必要受入時間数(イ)を算出します。最後に、その必要受入時間数(イ)を、国が示す定員一人1月当たりの受入可能時間数である「176時間」で割ることで、必要定員数(ウ)を算出いたします。

提供量(エ)ですが、必要定員数(ウ)に対応する提供量(利用可能な定員数)を確保することを基本とし、必要定員数と同数としています。利用したい方が利用できるような、量の見込みというふうにしておりますので、ウとエが同数となっております。

そのように算出した必要定員数(ウ)を量の見込み、提供量(エ)を確保方策としてまとめたものが、下記の表となります。令和8年度で見ますと、市全域で0歳児の量の見込み及び確保方策は13人、1歳児であれば20人、2歳児であれば19人、令和8年度の合計が52人となっております。

なお、代用計画はあくまで代替措置であるため、第3期計画の中間見直しのタイミングで、制度開始後の実情を踏まえて修正した内容を計画に追記する予定です。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

寺見会長： 今の事務局からの説明について何かご質問などはありませんか。

松枝委員： 資料1(2)「実施施設一覧(予定)」には、9つの施設名が書かれています。

市内でバランスをとって配置されていると考えていいですか。施設の空き状況で地域が偏っていないかどうか教えてください。

平野課長： 芦屋市の状況につきましては、大きく山手圏域、精道圏域、潮見圏域という3つのエリアに分けています。山手圏域の方からいきますと4施設、精道圏域で3施設、潮見圏域で2施設ということで、ある程度バランスがとれていると考えています。

松枝委員： それは縦に見たバランスからですね。横で見てどうですか。

平野課長： こういった計画につきましては、東西ではなく、南北のエリアを中心に計画をしているもので、それには合致していると考えています。

友廣委員： その線引きは、あくまでも市が引いたもので、実際に住んでいる者からすると、例えば、芦屋の中でも西宮の方に住んでいる方が、その辺で探しても施設がない。同じ精道圏域の中でも、市役所の方まで行かないといけないということになっていないですか。

平野課長： はい、見方によっては確かに北西では手薄になるのかもしれませんが。ただ東西2キロの芦屋市の地域でございますので、全国規模と比べましても問題ないと理解しています。

寺見会長： 他にいかがでしょうか。

友廣委員： 今のお話でいうと、潮見圏域が「緑保育所」と「浜風あすのこども園」の二つしかない。潮見圏域の南芦屋浜には全くないという状況です。

平野課長： はい、それはおっしゃる通りです。ただ、こどもの数も潮見圏域は、他の地域よりもやや少ないというのが現状です。そういった意味では、確かに沖地区といわれるところにはございませんが、浜風地区の「浜風あすのこども園」、あるいは「緑保育所」を使っただけだと考えています。

寺見会長： よろしいでしょうか。

友廣委員： たぶん、割合的には南芦屋浜の方が小さい子が多く、これからも多くなっていくのに、実施施設が非常に少ない。バランスがだいぶ悪いのですが、南芦屋浜の方に増やすという考えはないですか。

平野課長： 今、芦屋市内の沖地区におきましての認可保育施設は、1つの施設しかありません。そういった意味では、声掛けはさせていただきますが、あくまで強制力はありません。ご協力をいただけるのであれば、そのようにと考えているところです。

友廣委員： 普通に割合的にはあるべきですが、やってくれる所がないということですね。

平野課長： はい、そのようにご理解いただきたいです。

寺見会長： 今のご質問は重要な案件です。というのは、「こども誰でも通園制度」は、先程ご説明ありましたように、すべての人たちのニーズを満たすということが前提なので、保育ニーズがあるかないかも、もちろん重要ですが、普段生活していて、すべてのこどもたちが適切な保育を受けられるようにすることが前提です。利用の利便性があるかどうか非常に重要な点なのです。実施する施設がどこにあるかも、頭に入れておく必要があるのではないかとということを私は思いました。

他にいかがでしょうか。

入江委員： この「こども誰でも通園制度」をすることによって、各保育園の通常の募集人数が減ることはないですか。

平野課長： はい、これは先程の説明の中で、一般型と余裕活用型について説明させていただきましたが、余裕活用型というのは、通常保育定員に余裕がある所に入っていますので、実際ないと思います。

ただし、公立につきましては、通常定員を減らして、年間通じて運営していく必要性がありますので、これは公立の役割だと考えているところです。そういった意味で、余裕活用型であったとしても、公立につきましては、若干定員の余裕がある。

あと、一般型につきましては、通常保育とは別に定員を設定しておりますので、その辺につきましては、何ら問題ないと考えているところです。

入江委員： ある保護者の方から「潮見校区の保育園がちょっと足りない」という話をお聞きしました。緑保育所に入りたかったけれども、今回、募集人数が減っていたので入れなかったという声がありました。

寺見会長： 実際、やり始めてみると、利用者が非常に多かったり、少なかったり、全くなかったりということもあつたりします。まず行政としては、こういうふうに設定しましたという制度の根拠が必要なのだと思います。

芦屋市さんは、今どうなっているか存じ上げないのですが、私は神戸市の方

に在住しておりまして、神戸市の方では2年前くらいから暫定的にやり始めております。私自身もこども園の園長をしているんですけども、どこに園が設定されているかによって利用にも格差があって、全く利用がない園とかがあるそうです。国の方針として、来年度から絶対にやらねばならないということになりました。他にいかがでしょうか。

山下副会長： どのような形で周知するのかというのは、非常に重要なとは思いますが。どういう形で、どういう媒体で、どういう内容の周知がどの対象にされるのかという点について教えていただいてもよろしいですか。

平野課長： 芦屋市におきましては、「広報あしや3月号」で市民に対してのお知らせとホームページを活用しながら、お知らせをしていきたいと考えています。

山下副会長： そういうふうな形で周知で、必要な人に届くという想定でよろしいですか。

平野課長： はい、従来のやり方を踏襲することになりますが、そのように考えているところです。

山下副会長： 趣旨を拝見したら、孤立した育児というようなこともありまして、もちろん乳幼児健診に皆さん来られるかどうかとも問題になろうかと思えます。実施施設との協力体制とかにもよるかもしれないですが、例えば乳幼児健診の時とかに、周知するというようなことは、あまり考えられていないですか。

辻 主幹： 芦屋市で集団でやっておりますのが、1歳半健診と、3歳児健診ですので、3歳未満であれば、1歳半健診が該当することになります。そこでの案内はできるかと考えております。

寺見会長： ありがとうございます。乳幼児健診での周知は、私はいいと思えます。確かに健診を受けていない方もいますが、やはり全員に周知できる場所だと思います。考えていただければと思います。他にいかがでしょうか。

廣瀬課長： こども家庭・保健センターの地域子育て支援拠点事業で、未就園児の遊びの広場が、乳児健診をしている同じ建物下のフロアでありまして、今、0歳、1歳、2歳で日中遊びに来られる方が多いので、そちらの方でも周知させていただければと思います。

寺見会長： ぜひ、よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では続きまして、次第の内容2「小規模保育事業等における虐待発生時の対応等」について事務局から説明をお願いします。

<審議内容2> 小規模保育事業等における虐待発生時の対応等について

篠原課長： まず【資料2-1】をご覧ください。

児童福祉法の改正により、保育所等の職員が虐待を発見した際の通報義務の仕組みが新たに規定されました。まず、その概要から説明します。

なお、家庭内での虐待は対象ではありません。

【資料2-2】をご覧ください。

資料は、こども家庭庁が作成した児童福祉法の改正内容を示したのですが、今回の児童福祉法の改正により、安心して保育所等にこどもを預けられるような環境を整備するため、職員による虐待等を発見した時の通報義務の仕組みが規定されました。

今回規定された内容は、資料の中ほど、②改正内容に記載の5点です。

- (1) 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- (2) 県や市による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- (3) 県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- (4) 県による虐待の状況等の公表
- (5) 国による調査研究

となっています。

次に、【資料 2-3】をご覧ください。国から示されている虐待対応のフローチャートになります。

下から二つ目の四角囲みに示された【児童福祉審議会等への報告】が、このたび新たに規定された部分です。参考までに、これまでの対応としましては、こども家庭庁が発出しておりました「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に基づき、虐待や不適切保育の疑いがある場合、保育所・こども園であれば、兵庫県と芦屋市の監査担当とほいく課が合同で対応。

また、小規模保育事業所については、芦屋市のほいく課と監査担当とで聞き取りなどの事実確認、指導などを行い、市のほいく課による巡回訪問などでアフターフォローを行い対応しています。

今回の改正で、通報義務と所管行政庁が明確化され、児童福祉審議会等への報告が新たに規定されたということになります。

【資料 2-2】にお戻りください。

新たに対象となった施設・事業は、資料下の部分【対象施設・事業】に記載のある保育所・こども園・幼稚園・小規模保育事業・放課後児童健全育成事業等です。

最初の【資料 2-1】にお戻りください。

2. 本市が報告を受ける対象施設とその事業概要ですが、先に概要でご説明した、新たに対象となった施設・事業のうち、小規模保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業の 4 事業については、芦屋市が所管行政庁として対応する事業となります。

一方、保育所・こども園・幼稚園・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業等は、兵庫県が所管行政庁として対応する事業となります。

はじめに申し上げた芦屋市が所管行政庁として市の児童福祉審議会等に報告する対象の事業概要は、以下の 4 点となります。

- (1) 小規模保育事業は、市内に 4 か所あります。
- (2) 乳児等通園支援事業は、令和 8 年度から全国的に事業が開始される先ほどご説明させていただいた事業となります。
- (3) 放課後児童健全育成事業は、市内 8 小学校の公設の学童保育（放課後児童クラブ）に加えて、民間学童保育も対象になっております。
- (4) 子育て短期支援事業は、こども家庭・保健センターが実施している事業です。

事務局森本： 続きまして、【資料 2-1】 3 の今後の芦屋市の体制について説明をさせていただきます。

「児童福祉審議会」は、こどもや妊産婦等の福祉について調査・審議する合議制の附属機関です。児童福祉法では都道府県、政令市などに設置義務を求めているため、芦屋市には設置されておりません。今回示された国のガイドラインでは、「児童福祉審議会」を設置していない自治体は、あらかじめ指名した児童福祉の専門家等（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）に報告する方法も示されていることから、本市ではこの『こども・若者未来応援会議』の委員様の中から個別に指名し、事案発生時に報告する体制としたいと考えています。指名させていただき委員5名を申し上げます。寺見会長、山下委員、金岡委員、末光委員、山崎委員とさせていただきます。

説明は、以上です

寺見会長： ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に対し、何かご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

松枝委員： 今のご説明からすると、対象は保育園ぐらいのこどもから小学校の放課後に過ごす所が対象ですね。中学校のクラブ活動が完全に学校から離れたところで行われるようになりつつあるという状況で、小学校の場合の時間の過ごし方と同じように、一般のところで活動を行うことになる。そういう所での見守り、チェック、通報義務っていうのも本来はあってもいい、含めてもいいんじゃないかと思います。法律で規定されているから、そこは入っていないという話だと思いますが、例えば芦屋市は独自に通報の対象にしますぐらいのことを考えてもいいのではと思いますが、いかがでしょうか。

寺見会長： 事務局、いかがでしょうか。

浅田課長： 学校支援課の浅田と申します。私どもの方で対応しております地域クラブの話になりましたので、お答えさせていただきます。

芦屋市では、令和8年7月末にスポーツ系は学校での活動が終了します。併せて10月末に文化系の学校活動が終了します。現在、それ以降のこどもたちの時間の過ごし方や経験の部分で、どのような形で場を設定するかということで、部活動の地域展開という取り組みを進めているところです。

部活の地域展開は、活動の担い手となっていただく団体様の募集を、昨年度12月末までに2次募集も含めて実施させていただきました。50数団体の方が集まっていたいただいており、こどもたちが安心安全に過ごすことができるような方をお願いしていますが、地域の皆さまに通報義務を担わせるということを考えておりませんので、ご理解いただければと思います。

松枝委員： 「できないからやりません」というのと、「必要が本当はない」のかという話があって、そういう意味ではちょっと納得できないところがありますが、市役所の方が難しいとおっしゃるのは理解できます。

山下副会長： 松枝委員からいただいたご意見はとても重要なところです。それについての対応は実はあまり進んでいません。現段階で、例えば神戸市では、部活動の地域展開をやろうとしていますが、まず、体罰を禁止するということは言えます。研修もやるとまでは言いますが、起こったときにどうするかということについては十分まだ検討されていません。要するに、地域の方々にやっつけてくださっているのに、「その責任は地域団体にあります」とだけ言われています。だから、これから先どのような対応がなされていくかは不透明です。おそらく、

民事上の問題になっていくのかなという気もしています。

この今回ご報告いただいた通報義務については、対象が意思表示が十分できないような人格に対して虐待が行われた時ってということが想定されているということが1点。もう1点が、お金をもらって働いている職員さんであるというところが、今回のキーポイントとなっているのかなと思います。その年齢の若い子どもたちを対象とする職員による虐待について、これまで通報義務が整備されていなかったというのもちょっとおかしな話ですが、それをちゃんと通報義務を整備しましたというご報告いただいている内容だと思います。ですから今、松枝委員おっしゃっていただいた論点は、とても大事ですが、この枠組みで取り扱うことはおそらく難しいということです。

ただ、それが論点になっているのは事実なので、今度は、芦屋市教育委員会の会議で、そのことについて、議論していただく必要が出てくるということになろうかと思います。

中学生の方にもその周知をして、例えば何かあったときの相談窓口とかをきちんと設けるのが行政側の義務ということで考えていけるのではないかと思います。

寺見会長： 他にいかがですか。

加藤委員： いじめが発覚するというのは、かなりのことです。それから、いじめがあってもなかなか言えない、また、もう関わらないという、今の教育の、少し間違ったところが出ているような気がしています。

中学生の場合、クラブ活動を地域の方をお願いした場合、もちろん一生懸命やろうという気持ちはありますが、お互いの立場のそれがまだ一致してないのではないかと思います。

実際、私たちがグループ活動していても、怒りやすい子には先生が怒るんです。本当にだめな子に対しては、教師はやらないです。

「トイレに行きたいっていうのは、あなたがいつもさぼっているからでしょ。」実はお漏らししたんです。

お母さんが、学校に言っても解決できなくてお父さんが言って、先生はそこでやめたというのです。子どもたちはなかなか言わないということを知って欲しいです。

家庭で虐待を受けている子の話をします。実際に警察に言っても、その子は、お母さんに飛びついて「ごめんなさい」と言ったのです。

毎日のように、担当者が引き離そうと思ったけれども、子どもが、あまりにもお母さんと離れないので、終わってしまったという事実を見えています。でも、近所では、頻繁に叩かれて泣いている声が聞こえて来ると。その現象に行政側としては手が出せない。例えば、警察でも手が出せない。そこで起こった時に、それがもっとひどい悲劇になるかもしれません。

私のところに、障がいを持った方も相談されますけれども、「そのことを、どんなに話してもわかってもらえない」ということを話していかれます。ポイントは行政側にあるわけですが、建前でやるから、人間生きているんですよ。子どもは、もっともっと繊細に生きているということを、本当はもっと考えて欲しいと思います。

寺見会長： 貴重なご意見ありがとうございます。加藤委員のご意見は、実際にこれを運用する時の通告の部分の問題というふうにしてお聴きしました。今、家庭的な事柄が中心でしたけれど、やはり公の場でもですね、職員の方たちは、通告で皆さん悩まれるだろうと思いました。今回で言うと、この通告のフローチャートの中で実際運用していく時に、考えなければならない問題だと思います。

武田委員： 制度自体は、すごく良いものだと思いますが、県との協力のもとにやるというところに問題があると思っていて、どちらかに強い権限を持たないと、時間が間に合わないという事例があったかと思います。間違ってもいいから初動の早さが大切なのです。後から言うのは簡単です。対応する職員の少しのミスを責めないような、そこを守ってあげる、やりやすく意欲を持って対応できるようなルールを一緒に考えて作ってあげて欲しいと強く感じます。

寺見会長： 今、3つの視点が出てきています。今、二人の方がおっしゃってくださった運用する場合の問題と、先程、松枝委員がおっしゃられた制度上の問題、乖離しているんですけども、そのあたりを今後またお話できるといいかと思います。

この【資料2-3】に書かれているフローチャートは、国が出しているのか、それとも芦屋市が考えているものなののでしょうか。それによって、虐待への対応が変わってくると思います。

篠原課長： はい、仕組み自体は国が決めているものになります。

寺見会長： それで、ここに細かく書かれているのは、芦屋市がされていることになるのでしょうか。

篠原課長： これも国の方で決まっているというか、このような流れでやりなさいというものになります。

寺見会長： 先程説明された時に、いろいろな課の名前をおっしゃいましたよね。それを記入した芦屋市のフローチャートは、今日はまだ出ないということでしょうか。

篠原課長： 先程申し上げた市が所管行政庁になる4つの事業について、どのように行っていくのかというフローチャートになります。

寺見会長： これは、その案なのですか。案はありますか。

篠原課長： この小規模保育事業所において言えば、このように対応していきましようという仕組みの説明になります。

寺見会長： それは分かりましたが、実際会議の場では、それをどうしますかという報告になってしまいます。芦屋市としてはどういうふうにしていくかという審議は、今日は必要ないですか。

篠原課長： そうですね。そういった仕組みで、対応の方法を指定していきますという説明になります。

寺見会長： 説明ということですね。

篠原課長： はい。

寺見会長： わかりました。そうすると、先程からいろいろ貴重なご意見が出ていますが、それを勘案した上で芦屋市がどのようにしていくかという、このフローチャートの芦屋市版が、後日出てくるという理解でよろしいのでしょうか。

篠原課長： 芦屋市として芦屋市独自の方法を何かお示しするというのではなくて、国とか県とかが一定示しておりますガイドラインに沿って市の方も対応するという制度の仕組みになっておりますので、新たに何かこちらからこの形でやりますというような提案をすとか、報告させていただくということではありません。

寺見会長： そうすると、もし、その事案が起こったときに、その方はどのように、誰に、芦屋市のどこに通告をしないといけないのですか。

篠原課長： 虐待を受けたと思われる子の保護者だったり、職員だったり、同じ施設内でそういった虐待が見られたというような方がいれば、基本的には、県のホットラインというところがありますが、市のほいく課に通報いただいても構いませんので、そういった形で情報をキャッチして、それで、今回明確化された所管行政庁というところに対応が集約されていくというような仕組みになっております。

寺見会長： 所管行政庁はどこにあるのですか。

篠原課長： 所管行政庁というのは、芦屋市が所管行政庁になるのは先ほど【資料 2-1】で説明させていただいた4つの事業になります。

平野課長： ほいく課が窓口となります業務につきましては、【資料 2-1】の2に示した(1)小規模保育事業所と(2)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）です。こちらで虐待が生じた場合、これは、ほいく課が主となります。(3)については、放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブでございます。

富田課長： 放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブの部分について、ご説明させていただきます。

こちらは、所管行政庁が芦屋市になりますが、通報自体は、芦屋市にしているだけでも、兵庫県にしているだけでも、どちらでも構わない形にしております。兵庫県に通報があれば、すぐ芦屋市に兵庫県から連絡が来るという形になっております。

加えて、緊急と、発見された方が判断した場合には、躊躇なく警察に連絡するようにという形で、通報について考えております。

寺見会長： 今のお話のように、1つ1つについて全部所管が異なるということですね。我々からすると、それぞれの立場で全部が自己判断しないといけないような状況になるわけです。そうすると、それらを詳しく書いた具体的な、例えば、ほいく課に連絡をとるか、県の審議会の方でもやっていますけれど、県のどこへという具体的な場所名が入ったものを作成しておかないと、実際に活動されている方々には、具体的な行動がとれないと思うんですね。もう起こった時は遅いので、本当は虐待の防止の方から先にいかなきゃいけないんですけども。

私が実施している区の中でも、水面下で起こっていますが、実際に起こった時に保護者も保育士の方も、あるいは学校の方も、どう動いていくかわからないと思います。今後、これをちゃんとしたものにしていこうとされていると思います。今後は、そうした具体的な所の名前が入った形で作成していただかないと、今、国からと県からと市からと、神戸市も出しました。具体的にこうやりますというのが、このフローチャートではわからないんです。実際に活動

されている方々は、具体的な行政の省庁の窓口の名前が入ったものを作成して、ここへ提出していただけるとありがたいなと思います。芦屋市であろうと県であろうと、現場で活動される方々に、理解を求めるような説明が必要だと思います。

行政上、そこにパイプラインがないから、虐待の問題を感じ、通報を受けるべきところでも、行政上のパイプラインがないために、現段階では難しい、というお話ですけれども、そういうことも含めて今後、行政的な問題があるかもしれないので、芦屋市だけで考えられるのかどうかわかりませんが、大事なものは、今ここで生きている人が、そういう被害に合わないようにしていく、あるいは、起こったときどういうふうに対応していくのかということがわかる施策の出し方をしていただければと、本当に思います。私のところでは良い先生方ばかりなので、ことが起こっていませんけど、保護者の方はちょっとしたことで言ってきますから。手を引っ張っただけで虐待とは言いませんけど、子どもの扱いが荒いとかね、いろんなことを言って来る。だけど、その辺りを、それを虐待なのか、それとも先生が危ないと思って腕を引っ張ったことなのかは違いますから、危ないと思って引っ張ったのを虐待だって言われたら、こんな命がなくなってくるかっていう問題になるわけで。そこら辺、とても難しい問題だと思いますけれど、だからこそ、見てわかる、どこに言ったらいいかわかるフローチャートが欲しいなというふうに思いました。

赤木委員： 今回の審議内容を少し超えてしまうかもしれませんが、その時は、コメント若しくは要望として受け取っていただければというふうに思います。具体的にはこの運用に関して2点、ご質問という形でよろしいでしょうか。まず1点目ですけれども、現場で働く職員への周知についてです。具体的には、例えば【資料2-1】の2の(3)、例えば放課後児童クラブでいうと、公設だけではなく、民営もあるということで、そもそも通報義務があるっていうことを、どういうふうに周知するのかっていうのが、おそらく、他の2の(1)(2)(3)(4)のすべてだと思いますが、非正規の職員の方も多現場も少なくないと思います。そういう意味でどういうふうに、通報義務があるっていうことを周知するということについて、お考えを聞かせていただければというのが1点目です。

次に2点目ですけれども、研修についてです。私がもし現場で働いていたら、どこまで通報していいのか、結構迷うことも多いと思います。そのあたりのガイドラインに、特に非正規も多い職場になると、どういうふうにそういう義務がありますというだけではなくて、どういう周知、どういう基準で通報するかしないかということも含めて、研修することが必要だと思いますが、その辺りのお考えについてお聞かせください。

また同時に、通報するかどうかだけではなくて、それぞれしんどい状況にある職員もおられると思いますので、虐待をしなくて済むような研修もあわせてだと思いますが、まずはそういう通報するかどうかというその研修について、特にこの新たに加わったところで、どのように考えておられるか。

この周知と研修について2点、お聞かせいただければと思います。

富田課長： 放課後児童クラブの部分についてご説明させていただきます。

放課後児童クラブにつきましては、公設の学童も、民間の学童も、それぞれ安全計画を作成することになっております。

今回の虐待の通報義務につきましても、この安全計画に追加していただくことになっております。安全計画につきましては、それぞれ、職員に周知することが義務づけされておりますので、まずここで周知をするという形にはなっております。ただ、それだけでは周知としては不十分なところもあると思いますので、いろんな機会をとらえて虐待はだめだということを、その通報義務があるということの周知については、より一層、機会をとらえて図っていきたいと考えております。

加えて、研修につきましては、安全計画の中にも、安全確保の取り組みを着実に確実にを行うために、支援員に対する研修や訓練についても定められておりますので、虐待の通報義務につきましても、今後、研修や訓練、そういった部分についても触れていくようにしていきたいと考えております。

篠原課長： 保育所、こども園、小規模保育事業所の部分になりますが、周知ということに関しては、芦屋市のほいく課の方が、私立園から設けております「園長会」がありますので、この制度の内容につきましては周知をしております。

また、制度の仕組みの周知ということで、もう少し細かい研修のようなものを考えておまして、それを2月にさせていただく予定にしております。

あと普段から、虐待とか不適切保育にならないようにということの研修は、3年ぐらい前からしております。不適切保育のガイドラインが、虐待等に対するガイドラインに変わったという制度や、通知されている内容の仕組みの話も含めた研修の方も今後もやっていこうと考えております。

寺見会長： (4)子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ事業)の方はいかがでしょうかね。

廣瀬課長： 子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ事業)につきましては、市が実施主体ではあるんですけども、児童養護施設や里親家庭等に、委託の方をしております。

養護施設等につきましては、県の方からも指導はありますけれども、芦屋市からも、周知等しています。

里親については、里親の支援センターがあり、周知等研修がありますので、こちらへの報告とあわせて、研修に加えていただくようお願いをさせていただきます。

寺見会長： 今、気が付いたんですけど、芦屋市が報告をしている対象施設がこの4つということですが、保育所は入ってないのですか。

篠原課長： 保育所、こども園につきましては、兵庫県が所管行政庁になりますので、県の児童福祉審議会等への報告になります。

寺見会長： 違うんですね。そういうことも含めてですね、今ご説明ありましたように、それぞれ所管が違くと、対応が違うようですので、少し整理をしていただいて、保育所、こども園、その他の事業はどういうふうにするのかという統一した全体像として示された方が良いのではないかなと思いました。

また、余白の部分に、芦屋市としてはどこの課が所管するか、あるいは県のどこに通達をするのか概要版が欲しいと思いました。もしものことがあった

時、とても怖いなということを、個人的に思いました。

その他にはいかがでしょうか。

山下副会長： 【資料 2-1】の3「芦屋市の体制」で、児童福祉審議会の報告に代えて、我々に報告していただくということで承りました。

その際に、我々としては一体何をすればいいのでしょうか。報告を受けたんで、じゃあ、わかりましたというだけでいいのか、それとも、その他に何か求められていることがあるのかその報告の意味も含めて少し教えていただければと思います。

森本係長： 報告させていただく際には、通常は把握された施設の名称、所在地、施設の種別、虐待を受けたと思われる児童の性別、年齢、及び、その他の心身の状況、虐待種別、内容、発生状況、虐待を行った施設、職員の氏名、年齢、職種、所管行政庁が行った対応の内容などを報告させていただきます。

その際には専門的、客観的な立場からご意見をいただければと思っております。

山下副会長： そうすると、虐待が発生しましたよって言った時に、どういう措置をしましたってということまで報告を受けて、今後どういうふうにしていくべきか我々が専門的な観点から、助言といいますか、意見を言わしていただくという理解でよろしいわけですか。

森本係長： はい。

山下副会長： 承知いたしました。

寺見会長： 他にご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、「こども誰でも通園制度」も含めて、それぞれのお立場から総合的にご意見をいただけたらと思います。

園の中でも行政的にもいろんな指導や、研修をしていただくということが必要ですが、園の中でどういうふうに職員の研修を実施するのか。園長先生を中心に、どういうふうな管理体制を作っていくのか、保育園、こども園だけじゃなく、その施設内でどういうふうに考えていくかということもすごく重要な事柄です。そういう観点から、今日の「こども誰でも通園制度」、それからもう1つは保育者、保育をすることに対応する人たちの不適切対応を、どう考えるかについて、皆さん方のご意見をお伺いできたらと思っております。

いかがでしょうか。

ウイルソン委員： 「こども誰でも通園制度」の周知をするところですがけれども、閉鎖的で社会的ではない家庭のことを考えると、まずホームページは見ないですし、就学前のこどもたちの遊び場のところにも、なかなか行かないのではないかと思います。周知の機会として、乳児健診はいいなと思ったんですけど、産婦人科や妊娠出産の際の市役所の手続きをする時ぐらいかなと思いました。

社会的な方であったら、習い事をしているお友達から聞いたりするのですが、とにかく人に会わない家庭は多いと思います。それも付け足しさせていただきますらと思います。

もう1つですね、小規模保育事業、虐待発生時の対応についての部分ですが、報告をする時、県でも芦屋市でもどちらでもよいということをおっしゃったんですけど、県から市町まで結局はまた報告が行くのであれば、時間が

そこで取られてしまうので、芦屋市に知らせてくださいと、最初から決めていただいていたら、ありがたいです。

志熊委員： 周知に関しては、園庭開放もあるので、そちらに地域の保護者とお子さんが来られる時に、そこで周知の機会はあるのかなと、お話を聞いていて思いました。

それから研修に関しては、私も以前研修を受けさせてもらって、民間の職員の方もいらっやっていて、グループワークで、実際、目に見える形の不適切な関わりだけではなくて、いろんな場合を考えて話し合いができました。

また、保育の経験が浅い職員にとっては、いろんな場合を考えて、その子にとっての関わりがより良いものになるために、保育を学び合う機会にもなります。この研修は、私自身にとっても学びになったので、非正規職員にも受ける機会を作っていくべきのかなと、赤木委員のお話を聞いて感じたところです。

竹中委員： 「こども誰でも通園制度」の周知について、今年の10月ぐらいでしたか、市内の幼稚園の保護者の方とお話する機会がありました。実際その幼稚園に通っているお子さんは対象外なのですが、下の兄弟姉妹のお子さんとかであれば十分対象になるお子さんがいらっやいました。やっぱり、まだまだ皆さん、この制度のことを知らなくて、他のお母さんたちの話を聞く機会があるお母さんでも、何も知らないっていうのが現状だったので、もう少し周知の方法を検討していただきたいと思います。

それから、こども家庭・保健センターの方で周知しますということで、お話があったかと思いますが、3年前まで、私もそちらを利用させていただいておりましたが、そこで出会うお母さんというのは、圧倒的に第1子の方が多いんですね。やはり、2番目のお子さんになってくると、上のお子さんのことや、学校の都合とかもあるので、やはりそういうところに遊びに行かないという方がいらっやったんで。第2子をお持ちの方にも周知していけるような方法も検討していただければありがたいです。

末光委員： 「こども誰でも通園制度」につきましては、今日お話を受けて、山手地区、西山幼稚園は山手地区なんですけれども、同じ山手地区で4つも令和8年度から実施されるということで、今、西山幼稚園でも園庭開放と、そして保護者が主体的に活動いただいている子育てグループがあるんですけども。そこにも、0歳から2歳児の小さなお子さんを連れて3～4名ほどが、毎週週に1～2回、園に来てくださっていますので、周知できると思いました。あと、山手地域で通園制度は実施されますが、時間等にも限りがあるので、そちらを利用されたり、また、そこだけではなくて、園庭開放や子育てグループという子育て支援も利用されることで、いろんなお母さんたちにとっては行き場が増えて、子育て支援が充実するのではないかなと思いました。

虐待の件につきましては、うちの職場でも常日頃、やっぱり風通しのよい職場っていうのを一番に考えていまして、保育終了後、こどもたちが帰ってから職員で話す時間を作れますので、毎日少しの時間ですが、職員同士でこどもたちのエピソードとか、今日の保育のことについて対話をしながら、防止ができたらいいなというふうに心がけています。

それから、市の方でも研修等をいろいろ計画してくださっていきまして、現・西山幼稚園の職員もいろいろ、不適切保育や虐待の防止の研修にも行かせていただいています。今は、その場に行かなくても Web 等の研修等も増えていきますので、職員も研修等に参加して、一人が受けてきたものを、他の職員と皆で共有するようにしています。

西端委員： 先ほど議論がありましたけれども、虐待に対応するところがそれぞれで、県なのか、市が行うのかというのがありました。市の方で、どこに電話されても対応していただけたらと思います。一元化したものを、どこに何があって、どこどこに電話しても、1つのところに電話したらそちら側で共有いただいて、それぞれの部署の電話番号といいますか、連絡先を作られた方が、こちらが考えてですね、ここだったらこうというんじゃなくて、一元化した方がいいんじゃないかと感じました。

大竹委員： 私どもの方で関連する部分で言えば、虐待かと思えます。先ほど仰ってましたけど、やっぱり窓口一元化してもらおうと、こちらとしては非常にスムーズに話が進むのかなってところと、認知した段階で、早めに警察の方に言ってもらえればなというところはあると思います。

今、保育所の先生方のお話ありましたように、いろんな形で、先生方もいろいろ精査をされていきまして、そういう虐待事案じゃないというところで、それが一番いいのかなとは思っています。万が一、そういう疑いのある事案が発生した時には議論をやっていただければなというふうなところをお願いしたいなというふうに思っています。私からは以上です。

茶嶋委員： 職員の虐待の話ですが、今までで言うと、何かあったら保育所は、認可権限は県で、通報先とか対応するのは県ということになりますけれども、保護者の方は、そもそも保育所もしくは市にこられますので、まず窓口は、保育所だと思っていらっしゃる方が多いです。

ほとんどが、ほいく課の方にいろいろご相談される中で、こんなことがあったとかいう相談なので、何も今初めてこういったことをしている、するというのではなくて、今までやっていることが明確化され、流れはこのように書かれたということです。窓口を一本化という話は、県との話し合いが必要ですので、そこはさせていただきたいとは思いますが、こういったことをきっちり、今までもやっていますけれども、明文化してやっていくということが、児童福祉法の改正の内容となっています。

例えば、違うところに電話がかかったからといって、それはうちじゃありませんよなんてことは言わないわけでありまして、一旦お聴きをして、所管課の方に話を持っていくというふうなことになろうかと思えますので、その辺は、ちょっと安心していただけたらいいのかなとは思っております。

なにぶん、こういったことが起こらないように、ほいく課の方でも研修しておりますし、県の方も、児童養護施設の方などに、いろいろ研修や通知がされておりますので、引き続き、芦屋市としても適切に対応していくようにしたいなと思っております。

塩山委員： 先ほど、中学校の部活動が地域にという話が出てきました。こちらとしても、もし、何かがあった時にどういった対応するのかどこに連絡をしてって

いうところも、明確に示せるように取り組みたいなというふうに、ご意見いただいていたと思います。

先ほど茶嶋委員もおっしゃいましたけれども、いろいろなものが来た時に、うちは違いますっていうことはまずは言わずに、きちんと対応を今までもしているんですが、今後もきちんと考えて対応していきたいと思います。

寺見会長： ありがとうございます。いろんなお立場から、いろんなご意見が出ました。行政には行政の悩みがあるんだけど、だけど、市民の側からすると、それがわかるようにしていただかないと、所管が違うなんて正直誰も知らないと思うんですよ。保護者の方はね。

だから、そういったことも含めてね、違う、違わないを強調することよりも、どう動いたらいいかがわかるような仕組みづくりをしていただけたらなと思います。

それからウィルソン委員がおっしゃったように、保護者の方によって、タイプで違うんですよ。職員もそうです。職員さんのタイプによって、本当に違うので、下手したら、今度はこっちがパワハラで訴えられますから。もう、めちゃくちゃ難しいですよ、やるのがね。そんなこんな諸事情も踏まえつつですね。

ただ、虐待の問題に関して言えば、その仕組みづくりをきちっとすることと同時に、地域の中でも見守り隊ですとか、その他の機関が動いておりますので、総合的にセーフティネットとして、いかに芦屋市の行政的な仕組みが動くかということも大切かなあと思うから、あまり一極集中型になってしまうことよりも、全体でのセーフティネットにしていくのかということ、保護者だけじゃなくて、働いている人々のセーフティネットはどういうふうにしていくのかということも考えたいなと思います。

そのためにはですね、私の経験的に言えば、やっぱり職場の方々の、働く環境がめちゃくちゃ大事です。どんなに素晴らしい、素敵なホテルのような園でも、人間関係がまずかったらだめです。そういうところをきちっと、管理者の方のお力をいただいてですね、みんなで良い職場づくりをしていただけたらと思います。

他に何か、これはやっぱり絶対言っておく必要がある、もう少し言っておきたいということがございましたら、よろしくお願いします。

武田委員： 繰り返すことになるかもわからないですが、やっぱり公設とか民営だとか、保育とか、いろいろなところを一本化したものが課としてあってもいいんじゃないかと思います。

ここに「のびのび学級」のチラシもありますが、大変失礼な言い方すると、幼稚園の定員なんかも厳しい中、優秀な先生たちをたくさん抱えていると思うんですが、その方たちを集めて新しい課を作るといようなことも考えるべきではないですか。

昨今、行政のスリム化ということで、いろいろなものが削られていっているように、市民として感じています。絶対子どもたちに関わることは、行政は手放さないように、新しい課を設けて、しっかりその優秀な人材を、失礼な言い

方ですが、活用しつつ、よりよきものになって欲しいと強く願います。

寺見会長： 貴重なご意見ありがとうございます。今のお話と同じことを私は感じております。よろしく申し上げます。

小野委員： 保育所、認定こども園の代表として参加させていただいております。

まず、こども誰でも通園制度につきましては、私の所も手を上げることもできましたが、正直言うと、わからない部分、見えない部分が多いということで、今は様子を見させていただいております。

例えば職員の方も、毎日通園してくるこどもたちと違って、いつ迎えに来るかわからないとか、そういった見通しがつかない状況の中で、不安定な中で、こどもを預ける、扱うことが適当なのかどうなのかという意見がありました。

そういったことなんかも、実際にスタートしてみて、やったら大丈夫だよ、というところだとか、また課題とか意見に対して、こういう仕組みでいこうというところで、継続して事業として見えていけば、それぞれの施設の部屋数であったり面積であったり、そういったところの問題もありますが、そういった形でまずはできるところ、この事業に参画してみようかなっていうことに。うちに限らず、他の園もなっていくというふうには思っております。

それから、小規模保育事業等のサービスの虐待発生時の対応等について。

私のところも、この芦屋市で認定こども園、それから小規模保育事業をやっていますけれども、保育士には、今とても多くの役割が求められています。

各家庭で状況は違いますが、フルタイムで働いているご家庭では、お弁当を作ることも難しくなっています。そういった食育の部分も、今は、保育所等で担うべきところではあるので、今の社会状況が、核家族化それから地域の過疎化というところも踏まえて、そこも理解した上での専門職として、またこどもの発達も踏まえた、教育、保育を提供していくと考えています。

小学校の教科教育と違って、まずはこどもの心理的要求に応答的、日常的に関わっていることで、こどもたちは自分の思いが満たされて、安心して過ごす中で、主体的に活動していくってところです。そういったところを理解して、専門職として、基本的知識を持った存在として関わってもらうように職員には伝え、先生たちも対応してもらっていると思います。

こども園は教育の場であり、生活の場であるので、本当にすごい大変な状況ですね。研修に行くのも。例えば、うちの職場で言うと、今インフルエンザが流行っていて、職員の方は、結構大丈夫でも、こどもさんが熱とかで、保育所を休んでというような状況で、本当に誰かが複数で休んでるような状況で、なかなか研修なんかも参加が難しいような状況であります。

そういった状況ではあるけども、これはやっぱり、専門職として、またチームで対応するようには伝えております。また、園の中のチームだけじゃなく、他の専門機関とのアウトリーチを含めた関わりの中で、定型の発達のこどもさんとのより良い関わりとか、そういったところを専門機関の援助を受けながら、より良い関わりを提供するとか、それから職員の方のメンタルヘルスなんかにも関わってもらうような、そういった園以外の関わり、チームとしての対応で、こどもたちにとっても、より良い保育を提供していけると思います。

寺見会長： 私としては貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。他に

いかがでしょうか。なければ、この件に関しては、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

その他のことで、何かございますでしょうか。

<審議内容3> その他

事務局木田：「第1回芦屋市こども・若者未来応援会議」の際に、概ね義務教育終了後から30歳代までの社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者及びその家族を支援することを目的とする若者相談センターアサガオについてご案内させていただきましたが、本日は芦屋市立小中学校に在籍する、不登校または不登校傾向の児童のために設置されている「のびのび学級」につきまして、学校支援課長の浅田よりご案内させていただきます。

浅田課長：私の方からご案内させていただくのが、学校に登校しづらいお子様、小学校、中学校の方になるんですが、その子たちが「のびのび学級」という学校外の施設、そして学校内にある校内サポートルームという学べる場所をご用意させていただいています。

こういったことをご説明させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

まず、お手元のいわゆるパンフレットになるんですけれども、「のびのび学級」のパンフレットをお持ちしております。「のびのび学級」は平成10年なので、30年弱にはなりまして、今の打出教育文化センターの2階に教室を展開しているんですが、平成18年に、この場所にやってきました、令和5年には、「うちぶん」の全面改装の中で、教室を綺麗にさせていただいて、今、こどもたちの学ぶ場所として、事業を進めているところです。

見開きを開いていただいて、「のびのび学級」がどういうところ、どんなところという記載があるんですが、もう端的に言えば、こどもたちに元気になっていただきたい。そして、元気になったら少しずつ、例えば学校に登校したいと望むこどももいれば、中学校には行けなくても、今後高校であったりとか、社会に出る中で、社会的自立ができるような力を身につけていくといったことを目的にしております。学校の関係で言えば、校長先生が出席扱いという形で認めていただく形で、こどもたちの励みになっていること、また、学校の担任の先生や学年の先生とも、我々はとても深い関係を築いておりますので、来ていただいたり、私たちから電話連絡したりとかってということで、こどもたちの成長を連携して取り組んでいくという形で進んでおるものです。

隣に開設日、開設時間、時間割と書いているのですが、基本は、学校が開いている日は学級も開いておりまして、開設時間は、活動時間として、午前9時半から午後1時半の4時間の時間帯で行っております。

詳細は、図に書かせていただいておりますけれども、午前中は自主的な個人活動、そして昼からは集団活動という形の時間帯を設定しております、これは、ひな形になりますので、中には行事を行ったりもしております。

このポイントというのが、まず、朝が苦手なお子様もいますので、時間については、特にどの時間でも。例えば、ここでは9時50分であって、10時半に来た時に「遅いじゃないか」といった声掛けはせず、その子の状態に合

わせて来ていますので、その部分は受け入れさせていただいたり、またこれは自主的になっていう対応がありますが、子どもたちが自分らしさというか、自分で選択し、決定して、その内容をまた自分で評価していくという、そういうスタイルをこちらの体制としておりますので、この自己選択・自己決定というのが、今後の子どもたちの未来に向けて大切な力であると考えております。

また、先ほど申しましたマイプランづくりに私を含めてこの教室に毎日5名の職員の方が関わっておるところです。

あと、体験学習ということで、ケーキ作りの様子、また、隣にはカヤック体験の様子も載せさしてもらっていて、その他にも、例えば、須磨水族館に行ったりとか、工場見学したりとか、宿泊を兼ねた（コロナの後にはあり方を変えておるんですけれども）宿泊学習といった子どもたちに様々な経験をさせて、してもらって、元気になってもらっているという様子です。

その中で、一人一人のお子様に応じた対応を進めていきますので、例えば先ほど申しました行事の方も参加しない子どももいます。ただ、参加しなくてもOK。こういう企画を一人一人の子どもたちにどのように参加をさせるのかというのを、先ほど毎日5名のスタッフが来てると言いましたが、中には心理的な面に精通したスタッフもいますので、皆で様々な角度で相談して、その子に今どういう経験させようかというのを、ご本人の希望をもとにしまして、対応の方を進めているところでございます。

先ほど校内サポートルームというものを申しましたが、これは学校内の方にあります。資料はございませんが、これはこれまで中学校を中心に、教室外での学びの保証というのを設定して進めてもらっており、そこにピースサポーターというスタッフを、各学校に今年度は1名ずつ、小中11校ございますので、11人、中には学校で2名のスタッフがいるところもありますが、配置しまして、校内サポートルーム、学校の教室であったり、特別教室の、今空き教室になっているところを、スペースとして作りまして、取り組みを進めておるところです。

サポートルームは、学校から遠い「のびのび学級」ではなく、それぞれの小学校、中学校校区にございますので、身近な学校で生活できること、また、学校に行った時には、担任の先生や学年の先生がずっとではないんですけども、授業の合間とかに声をかけていただけるので、自分がチャレンジしたいと思う取り組みへの参加がスムーズにできる。この時間は1度授業、教室に入って頑張りたいというふうに移行、自己決定・自己選択という方法を取りまして、取り組みを進めているところなんです。

先ほど申しましたが、なかなか空き教室がないというところもあり、まだまだ発展途上の取り組みではあると思います。そういった教室のことであったりとか、また、子どもたちも様々なニーズを持つ子どもたちがいますので、そういった子どもたちへの支援の方法であったりというのを、研修を含めて充実化を図っているところでございます。

まとめになります。学校に行きづらい、教室に行きづらい子どもたち、例えば教室には入れないが、学校には何とか行って頑張るんだって子どもたちには校内サポートルーム、ただ学校に踏み入れることも難しいというお子

様に対しては「のびのび学級」という形で、子どもたちの状態に合わせて、少しずつ、市の方で学ぶ機会の方を保障する取り組みを進めております。

寺見会長： ありがとうございます。何かございますでしょうか。

赤木委員： 報告事項だと思うので、意見を述べる必要があるのではないのかもしれませんが、1点だけ、今後について審議をお願いしたいことがございます。

今の「のびのび学級」のパンフレットの文言についてです。

私もこの打出教育文化センターに伺いまして、教育センターじゃなくて、教育文化センターという名前の通り、非常にいい建物で、しんどい子どもたちも行きやすいかなと思います。

具体的などころでいきますと、のびのび学級ってどんなところの一番最後です。元気になったら、少しずつ、ゆっくりと学校へ復帰しますという文言ですが、私の意見としては、削除した方がよいのではないかという意見です。

理由としては2つあります。

復帰するかどうかを決めるのは、子ども、ですので、このしますという断定が、主語がだれかがちょっと曖昧になってるんですけど、ちょっと僕自身が不登校で行きづらいから、これ見れば、行かないといけないのか戻らないといけないのかって、ちょっと思ってしまう。

もちろん最終的に本人が思っ戻ることはすごく大事だと思いますが、パンフレットの段階でこれがあると結構きついと思う子もいるんじゃないかなというのが理由の1つ目です。

2つ目の理由としては、2019年に文科省の通知があったかと思いますが、学校の復帰を目的とするものではないという、文科省の通知があることも踏まえれば、あえてここで残す必要はないのではないかと。むしろ私自身としては、削除したほうが適切ではないかというのが、意見として、お伝えさせていただきました。

寺見会長： 貴重なご意見ありがとうございます。今後ご検討いただければと。実は私もちょっと思いましたが、登校復帰するためのものなんだなって。結局、教師という言葉にも、ちょっとなんか抵抗感がありましたが、そのあたり、私は専門家ではありませんが、良い取り組みだと思いました。

ありがとうございます。事務局の方にお返しします。

事務局木田： 本日は、委員の皆様、本日は限られた時間の中で様々な意見を頂戴し、ありがとうございます。本日の議事録につきましては1か月以内に公開することが、こちらの方で決められておりますので、でき次第、委員の皆様にメール等で送らせていただきまして、また内容のチェックの方をお願いしたいと思います。

その内容のチェックが終わりましてから、芦屋市のホームページの方に会議録として公開させていただきますのでよろしくお願いたします。事務局からは以上です。

寺見会長： それでは以上をもちまして「第2回芦屋市子ども・若者未来応援会議」を終了させていただきます。皆さん、長時間お疲れ様でした。

<閉会>